

## 令和2年度事業報告

### 1. 事業計画の背景

#### (1) 通関業を取り巻く環境

##### ① 令和2年度の経済動向<sup>1</sup>

令和2年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」<sup>2</sup>、令和2年度第1次・第2次補正予算の効果も相まって、持ち直しの動きがみられる。他方、経済の水準はコロナ前を下回った状態にとどまり、経済の回復は道半ばである。こうした中、政府は、感染症の拡大防止策、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保を柱とする「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（以下「総合経済対策」という。）<sup>3</sup>を策定し、また、令和2年度第3次補正予算を編成した。また、最近の感染拡大に対しては、緊急事態宣言に基づいて感染拡大を抑えることを最優先に対策を徹底し、経済への影響に対しては、令和2年度第3次補正予算の着実な執行とともに予備費も活用して支援策を講じていく。今後については、感染拡大の防止策を講じるなかで、総合経済対策の着実な執行等による各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、内外の感染拡大による影響が国内経済を下振れさせるリスクに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。物価の動向をみると、原油価格下落等により、消費者物価（総合）は前年比でマイナスとなっている。この結果、令和2年度の実質国内総生産（実質GDP）成長率は▲5.2%程度、名目国内総生産（名目GDP）成長率は▲4.2%程度と見込まれる。また、消費者物価（総合）変化率は▲0.6%程度と見込まれる。

##### ② 新型コロナウイルス感染拡大と経済への影響<sup>4</sup>

新型コロナウイルス感染症は、2019年（令和元年）12月、中国（湖北省武漢市）において初の感染者が確認され、2020年（令和2年）1月半ば以降、中国で新規感染者数が急速に増加し始め、それから約1か月で世界中に感染が広まった。同年1月30日、世界保健機関（WHO）は、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言するとともに、3月11日には、WHOのテドロス事務局長がパンデミック（世界

<sup>1</sup> 令和3年1月18日 閣議決定から抜粋

<sup>2</sup> 令和2年4月20日 閣議決定

<sup>3</sup> 令和2年12月8日 閣議決定

<sup>4</sup> 内閣府が令和2年11月18日に発表した「世界経済の潮流 2020年I 新型コロナウイルス感染症下の世界経済」から抜粋

的流行) 相当と表明した。

感染症の世界的な拡大により、世界経済は極めて厳しい状況に陥った。各国は、感染防止のため経済・社会活動や人の移動を制限せざるを得ず、経済活動の基盤である人・モノ・カネの流れが制約された。これにより、各国ともに、国内に加え、海外からの影響も重なり、経済への打撃は甚大なものとなった。

まず、最初に感染拡大が発生した中国経済が打撃を受けた。2020年(令和2年)1~3月期の実質経済成長率は、前期比6.8%減と初のマイナス成長<sup>5</sup>となった。しかしながら、経済活動の段階的再開に伴い、4~6月期には、同3.2%増とプラス成長に戻し、他国が大きなマイナス成長となる中、世界の経済成長を中国一国で牽引する状態となった。また、7~9月期には、同4.9%増とプラス幅を拡大させた。

欧米経済への打撃は、主に4~6月期に生じた。ユーロ圏の実質経済成長率は、2020年(令和2年)1~3月期は前期比年率14.1%減と28四半期ぶりのマイナス成長に陥り、4~6月期には同39.5%減と過去最大のマイナス成長<sup>6</sup>となった。各国における個別指標の動向も踏まえれば、ユーロ圏経済は4月に最も大きく落ち込み、5月以降は経済活動の段階的な再開の影響もあり持ち直しの動きをみせ、7~9月期には同61.1%増と3四半期ぶりのプラス成長となった。また、アメリカの実質経済成長率は、1~3月期は前期比年率5.0%減、4~6月期は同31.4%減と大幅な減少となった。アメリカでも欧州と同様、経済への打撃は4月が最も深刻で、5月以降は持ち直しの動きをみせ、7~9月期には同33.1%増と3四半期ぶりのプラス成長となった。

また、新興国への打撃も甚大なものとなった。実質経済成長率について、例えば、インドでは1~3月期は前期比3.1%増であったが、4~6月期は同23.9%減に転じ、ブラジルでは1~3月期は前期比0.3%減で、4~6月期は同11.4%減と更に落ち込むなど、4~6月期における影響が深刻なものとなった。

### ③ 経済連携協定(EPA/FTA)等の交渉

自由貿易の拡大、経済連携協定の推進は、我が国の通商政策の柱であり、世界に「経済連携の網」を張り巡らせることで、アジア太平洋地域の成長や大市場を取り込んでいくことが、我が国の成長にとって不可欠といえる。

令和元年6月21日に閣議決定された成長戦略においても、「我が国は、自由貿易の旗手として、質の高いEPAの締結、拡大を通じて、包括的で、バランスのとれた、高いレベルの世界のルールづくりの牽引者となることを目指す。」としている。

令和3年1月現在、我が国が締結した経済連携協定(EPA/FTA)等は発効済が19本

<sup>5</sup> 四半期統計で遡れる1992年以来初めて。

<sup>6</sup> 1995年の統計開始以来初めて。

で、署名済が2本<sup>7</sup>、交渉中が3本となっている。

## (2) 関税関係法令等の改正

財務省関税局は、関税政策や税関行政を取り巻く環境の変化又は内外の諸情勢を踏まえ、次の品目に対する関税率や関税制度の見直しを行った。

### ① 個別品目の関税率の見直し

輸入や国内生産の状況等を踏まえつつ、国内産業の競争力強化等の観点から、自動車安全部品用イグナイター<sup>9</sup>、CHDM（1,4-シクロヘキサジメタノール）<sup>10</sup>、3,5-DMP（1,1-ジメチル-3,5-ジメチルピペリジニウム=ヒドロキシド）<sup>11</sup>、アルキルベンゼン<sup>12</sup>及びリバーレース<sup>13</sup>の5品目について、基本税率を無税とした。

### ② 暫定税率等の適用期限の延長等

イ. 令和2年3月31日に適用期限が到来する416品目に係る暫定税率及び特別緊急関税制度の対象品目について、引き続き国内産業保護等の必要から、令和3年3月31日まで延長した。

ロ. 牛肉及び豚肉に係る関税の緊急措置は、ウルグアイ・ラウンド合意の際に輸入急増時の安全弁として設けられた制度であるが、輸入の99%超がEPA締約国又は米国産なことから、日米貿易協定の発効後においては、それぞれの協定に基づくセーフガードの適用を受けることとなり、本緊急措置は実質的に意味をなさないことから措置しないこととした。

ハ. 加糖調製品のうち6品目（ココアの調製品、ミルクの調製品等）について、国内産糖への支援に充当する調整金の拡大が可能となるよう、令和2年度のTPP11税率の設定状況等を踏まえ、暫定税率を引き下げた。

ニ. 航空機部分品等の免税制度及び加工再輸入減税制度については、その適用期限を令和5年3月31日まで3年間延長した。

ホ. 沖縄に係る特定免税店制度は、沖縄の観光振興及び雇用促進に一定の効果があること等から、沖縄振興特別措置法の適用期限である令和4年3月31日まで2年間延長した。

7 TPP12及び東アジア地域包括的経済連携（RCEP）の2本

8 トルコ、コロンビア、日中韓の3本

9 イグナイターは、自動車用エアバック等のガス発生器用点火具

10 CHDMは、自動車部品や化粧品容器等に使用される機能性樹脂の原料

11 3,5-DMPは、ディーゼルエンジンの排ガス浄化に使用される触媒（新型ゼオライト）の原料

12 アルキルベンゼンは、合成洗剤等の原料

13 リバーレースは、極細の糸を数万本使用したレース

### ③ 国際コンテナ戦略港湾政策に係るとん税及び特別とん税の特例措置の創設

国際戦略港湾（京浜港、阪神港、名古屋港及び四日市港）の競争力を高めるため、現在外国貿易船が入港した際に徴収しているとん税及び特別とん税について、欧州・北米航路のコンテナ貨物定期船に係るとん税及び特別とん税の一時納付の税率を軽減した。

### ④ その他

カルネにより一時的に輸出又は輸入される貨物に係る申告（以下「カルネ申告」という。）については、国際間で電子的に行う環境が整備されていないことから、平成29年10月に実施された輸出入申告官署の自由化の対象外とされた。しかし、自由化実施前に行われていた「申告官署の選択制」では、カルネ申告も当該選択制の対象とされていたこともあり、自由化の対象に含めて欲しいという要望が強かった。

上記要望を受け、財務省関税局は、認定通関業者等<sup>14</sup>が行うカルネ申告のうち、特定の官署の範囲内において、蔵置官署以外の税関官署に対して申告を行うことを可能とする通達改正を行った。当該措置は、令和3年4月1日から実施される。

## 2. 諸会議の報告

### (1) 社員総会

- ① 令和2年5月12日、代表理事が社員に対して下記議案の提案書を送付し、5月29日までに社員全員から同意書を受領した。これにより、当該議案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなされた。

第1号議案	令和元年度事業報告に関する件
第2号議案	令和元年度決算に関する件
第3号議案	令和2年度事業計画（案）に関する件
第4号議案	令和2年度予算（案）に関する件

- ② 令和2年8月3日、代表理事が社員に対して下記議案の提案書を送付し、9月1日までに社員全員から同意書を受領した。これにより、当該議案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなされた。

議案	理事選任に関する件
----	-----------

<sup>14</sup> 特定輸出者、特例輸入者及び認定通関業者。

## (2) 理事会

- ① 令和2年3月19日、代表理事が理事及び監事に対して下記議案の提案書を送付し、4月23日までに全員から同意書を受領した。これにより、当該議案を可決する旨の決議があったものとみなされた。

第1号議案	令和元年度事業報告に関する件
第2号議案	令和元年度決算に関する件
第3号議案	社員総会開催に関する件

- ② 令和2年7月13日に開催された第2回理事会において、次の議案について審議が行われ、原案どおり承認、可決された。

議案	臨時社員総会の開催に関する件
説明事項	役員選任に関する件

- ③ 令和2年9月11日に開催された第3回理事会において、次の議案について審議が行われ、原案どおり承認、可決された。

議案	「通関業の日」記念日行事に関する件 (会長特別表彰者の選定について)
説明事項	地域団体会員の会費見直し等について
報告事項	令和2年度事業計画の進捗状況について

- ④ 令和3年3月12日に開催された第4回理事会において、次の議案について対面とオンラインを併用して審議が行われ、いずれも原案どおり承認、可決された。

第1号議案	令和3年度事業計画(案)に関する件
第2号議案	令和3年度収支予算(案)に関する件
第3号議案	内部規程(部会及び委員会規程)の一部改正(案)に関する件

## (3) 事務局連絡会議

令和2年9月2日、オンライン方式により事務局連絡会議が開催され、連合会事務局から次の事項についての説明等を行い、意見交換が行われた。

討議事項	地域団体会員の会費見直し等について
説明事項	「通関業の日」記念日事業について
説明事項	連合会の新規事業等について ①「anewクラウドファクタリング」の紹介事業 ②”ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金“への事業応募

その他	(国税庁による) 消費税のインボイス制度に関する説明
-----	----------------------------

**(4) 連合会会長・副会長及び全国会長・理事長合同会議**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、今年度の実施を見送ることとされた。

**(5) 通関士部会・事務局合同会議**

令和2年11月10日、オンライン方式により通関士部会・事務局合同会議が開催され、次の議題について関税局及び連合会事務局からの説明及び意見交換が行われた。

説明事項	「スマート税関構想2020」について
討議事項	関税政策・税関手続きに関する意見、要望等について
説明事項	日本通関業連合会が実施した「アンケート調査」の結果について

**(6) 女性通関士支援事業フォローアップ会議**

令和3年2月12日、オンライン方式により女性通関士支援事業フォローアップ会議が開催され、女性通関士セミナーの開催及び意見交換が行われた。

第一部	女性通関士セミナー「講演」 演題：ウイズコロナ、ポストコロナの物流・通関士はどう変わる？ 講師：石井麻里様（株カーゴニュース副編集長・編集部長）
第二部	意見交換会

**3. 事業報告**

**(1) 調査・研究事業関連**

**① 輸出入申告官署の自由化後の対応**

平成29年10月の輸出入申告官署の自由化の実施及び新通関業法の施行から3年が経過し、これまでのところ特段の混乱等は見られないものの、平成28年度の関税定率法等の一部を改正する法律<sup>15</sup>の附則第14条において5年後見直し規定が設けられていることもあり、連合会として新通関業法等の実施状況を把握するため、アンケート調査を実施した。

調査結果については、通関士部会・事務局合同会議等で報告したほか、報告書を財務省関税局へ提出した。

<sup>15</sup> 関税定率法等の一部を改正する法律（平成28年法律第16号）

【アンケート調査の概要】

調査内容	調査期間：令和2年9月29日～10月16日 調査対象：各地区通関業会加盟店社 1,577者（本社・営業所） 回答数：545者（回収率34.6%）
<p>主な調査結果</p> <p>①自由化申告</p> <p>②自由化に対する改善等意見</p> <p>③通関業務の在宅勤務</p> <p>④在宅勤務に係る改善等意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回答したAEO通関業者のうち8割が自由化を利用             <ul style="list-style-type: none"> <li>-貨物の蔵置官署以外の税関官署への申告（62%）</li> <li>-申告官署の集約化を実施（34%）</li> </ul> </li> <li>・税関検査の際の立会い等に関する条件の緩和等</li> <li>・自由化申告の対象業務の拡大</li> <li>・税関間の法令解釈・運用の不統一改善</li> <li>・在宅勤務を導入していると回答した者（38%） （導入した時期）             <ul style="list-style-type: none"> <li>-新型コロナによる弾力的運用前から導入（3%）</li> <li>-弾力的運用の後（97%）</li> </ul>             （弾力的運用の前から導入と回答した者の導入理由）             <ul style="list-style-type: none"> <li>-働き方改革のため（22%）</li> <li>-働き方の多様性に対応（22%）</li> <li>-BCP（事業継続計画）の実施確保のため（20%）</li> </ul>             （在宅勤務で処理している業務）             <ul style="list-style-type: none"> <li>-通関書類等の作成に係る業務（51%）</li> <li>-輸出入申告等の通関手続（42%）</li> </ul> </li> <li>・在宅勤務の申請要件の緩和</li> <li>・弾力的運用の継続</li> <li>・弾力的運用の制度化</li> </ul>

② 財務省関税局幹部と連合会役員との意見交換

イ. 財務省関税局長との意見交換会

令和2年9月11日、財務省関税局から田島関税局長、小宮大臣官房審議官をはじめ同局幹部のご参加をいただき、連合会役員との意見交換会を実施した。

各地区通関業会の会長・理事長から各地区におけるトピックの紹介や業会が実施したアンケート調査の結果等の発表を行った後、関税局幹部との間で活発な意

見交換が行われた。

ロ. 財務省関税局業務課との意見交換会

令和2年9月11日、関税局業務課から奈良井課長以下担当官のご参加をいただき、連合会役員との間で活発な意見交換が行われた。

業務課からの説明事項	① 「スマート税関構想2020」について ② 税関検査場電子申告ゲートの概要 ③ 新型コロナウイルス感染症対策に係る輸出入通関手続等について ④ 通関業務の在宅勤務等の開始に係る柔軟な対応について
------------	---

③ 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化に向けた取組み

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（以下「NACCSセンター」という。）は、令和7年（2025年）に稼働が予定されている第7次NACCSの基本仕様の策定作業が終了し、全国各地で説明会を行う予定であったが、新型コロナの感染拡大により、令和2年9月、説明会の開催に代えて基本仕様の内容を説明した動画を配信したので、会員へ周知した。

④ 働き方改革への支援事業

通関業界の働き方改革への支援事業として、通関業務の在宅勤務に関するガイドライン作成について検討することとしていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和2年3月、財務省関税局から税関に対し通関士等の在宅勤務に係る弾力的運用の指示が出され、現在も継続中であること、また、在宅勤務に係る弾力的運用の継続や制度化に対する要望が、アンケート調査の結果や通関士部会における意見等でも強いものがあることから、当該要望を関税局へ報告しており、関税局における検討状況を見極める必要があると考えている。

通関業務のデジタル化、ペーパーレス化及び業務の効率化の実現のため、在宅勤務にも利用可能な「JCBAクラウド」の事業化については、利用者数の見込みが立たないことから事業化を断念することとし、令和2年7月13日開催の理事会で報告した。

⑤ 諸外国の通関業会等との連携

イ. 国際会議への参加

2020年6月にシンガポールで開催が予定されていた「IFCBA(通関業連合会国際連盟)総会」は、新型コロナのパンデミックにより、同年11月、オンライン方式により実施され、当方から岡藤会長が参加した。同総会において、次期IFCBA会長として中国通関業連合会の葛基中会長が選出されたほか、新型コロナによる



各国通関業者への影響や各国税関の取組みについて、活発な意見交換が行われた。

ロ．国際的な協力等への取組み

令和2年6月、政策研究大学院大学（GRIPS）からの要請を受け、同大学が実施する PFP 税関コース<sup>16</sup>に参加している開発途上国からの留学生（税関職員）に対し、当連合会から講師を派遣し、我が国の通関業会の取組み等について講義した。

⑥ 認定（AEO）通関業者の取得・維持に向けた支援

認定通関業者制度に係る支援事業の一環として、平成26年1月に開講したイーラーニングによる研修（AEO制度コース）については、関係法令の改正等に伴う所要の見直しを行い、令和2年4月に再リリースした。

⑦ 女性がより活躍できる業界の実現に向けた支援事業

イ．ダイバーシティ推進部会の新設

連合会として10年に亘り進めてきた女性通関士支援事業を発展的に解消し、女性という枠に囚われない新たな支援事業として、「ダイバーシティ推進部会」を設置することが、令和3年3月12日開催の理事会で承認された。合わせて、部会等に係る連合会の内部規程について、所要の改正を行った。

ロ．女性通関士支援事業フォローアップ会議の開催

令和3年2月12日、オンライン方式により「女性通関士支援事業フォローアップ会議」を開催した。同会議には、全国から140名を超える女性通関士等が参加し、第一部の「女性通関士セミナー」では(株)カーゴニュースの石井記者による講演が、第二部の「意見交換会」では各地区の代表からこれまでの活動等に対する意見発表が行われた。

なお、女性通関士セミナーの様相については、当日参加できなかった女性通関士等のためビデオ録画を行い、ユーチューブによる動画を配信した。

⑧ 関税等の納税環境の整備

イ．クラウドファクタリングサービスの紹介事業

通関業者による輸入貨物の関税等の立替という商習慣がコロナ禍と相俟って

---

<sup>16</sup> GRIPS の PFP Customs Course とは、日本/WCO 人材開発プログラムの一環として設置されている修士コースで、2020年度はバングラデシュ、インド、インドネシア、パキスタン、ボツワナ、ガーナ、ケニア、ウガンダ、ジンバブエ、ブラジルの10か国から10名の留学生が参加。

通関業者の資金管理や健全な経営の上でリスクとなり得ることから、令和2年8月21日、連合会はオンライン完結型のクラウドファクタリングサービス<sup>17</sup>を紹介する事業を開始した。

ロ. 通関業者による納期限延長制度の利用

輸入貨物に係る関税等の納期限の延長を希望する場合は、輸入者が納期限延長の申請書及び関税等の額に相当する担保を税関長に提出しなければならない。当該制度について、昨年5月関税局より、通関業者が、輸入者名義の納期限延長の申請書とともに、輸入者に代わって通関業者が自己名義の担保を税関に提供することにより、納期限延長制度を利用することは可能、との見解を示した。これを受け、当該取扱いを会員へ周知した。

ハ. 関税等の立替を含む資金管理に関する情報収集等

令和2年3月以降、新型コロナの感染拡大による影響で資金繰り等の問題がクローズアップされたことから、通関業界における関連情報の収集を強化するとともに、相談窓口を連合会事務局とする旨の業界周知を行った。また、令和3年1月には、岡藤会長名で「年度末に向けた資金管理対策について」と題する文書を会員宛に発出した。

なお、令和3年2月、財務省関税局は日本貿易会に対し、輸入者が通関業者との取引に当たり、通関業者による輸入関税等の立替が優越的地位を利用した不公正な取引となる場合がある旨の注意喚起と通関業者への配慮を求める要請文書を発出したとの報告を受けた。

**(2) 輸出入通関情報提供事業関連**

通関情報提供システム（CCIS）は、特段の大きなトラブルもなく円滑なシステム稼働と情報提供のサービスを確保することが出来た。

なお、コロナ禍の影響により、利用契約を解除するところが増えつつあることから、今後は利用者拡大に向けた施策も必要と考える。

**(3) NACCS センターとの共同事業の推進**

NACCS センターが令和元年12月に開始した「貿易関連書類電子保管業務」のうち、輸出入申告の取扱件数が年間4千件以下の小規模通関業者に係るサービスつい

---

<sup>17</sup> OLTA と新生銀行が共同で立ち上げた合弁会社 anew の提供するクラウドファクタリングサービス。

ては、同センターが連合会との協働事業とすることで合意した。令和2年度末現在、連合会との協働事業に係る利用者は4社<sup>18</sup>となっている。

#### (4) 研修事業関連

##### ① 通関士試験・通信添削研修

通関士試験の通信添削研修については、各地区通関業会の協力を得つつ、広報に努めた結果、全国から274名の受講申し込みがあった。研修の実施に当たり、新型コロナの感染拡大を受け中間チェック講座を中止とせざるを得なかったものの、2回の添削問題、スクーリング及び直前集中講座（模擬試験等）を実施した。

令和2年10月4日に実施された第54回通関士試験において、研修受講者のうち211名が受験し、合格者は27名（合格率12.8%）であった。一方で、添削問題、スクーリング及び直前集中講座の全てを受講した者で受験した26名のうち、合格者は11名（合格率42.3%）で高い合格率となっている。

##### ② 通関士専門研修

新型コロナの感染拡大により、通関士専門研修については、前期及び後期ともに中止となった。

#### (5) 図書の編纂、発行事業関連

通関士及び通関業務従業者向けの研修教材及び執務参考図書については、法改正や新規協定の発効等を踏まえた見直し等を行い、所要の改訂を行った。

#### (6) 広報・啓蒙事業関連

##### ① 「通関業の日」記念日式典

令和2年10月8日、東京都港区の品川インターシティホールにおいて、新型コロナの感染防止対策を講じつつ、令和2年度の「通関業の日」記念日行事を挙げた。

長年に亘り連合会の業務運営に貢献のあった者及び通関業の国際化、認知度向上に顕著な功績が認められた者に対し「会長特別表彰」を授与するとともに、中曽根平和研究所理事長の藤崎一郎氏を講師にお招きして「講演会」を実施した。講演会には、財務省関税局幹部をはじめ230名を超える関係者が参加した。

<sup>18</sup> 令和3年4月から利用予定が3社。

## ② マスコミへの積極的な広報、会報の充実

通関業及び通関士等の社会的な認知度の向上に向けて、新聞、専門誌等のマスメディアに対する積極的な情報提供に努めた。

また、連合会のパンフレット（日英版）について、約 8 年ぶりに見直しを行い、令和 2 年 10 月に発行した。

## ③ 密輸撲滅キャンペーンの実施

新型コロナの感染拡大により、税関とも協議を行い、春季（4 月、5 月）及び秋季（9 月～12 月）ともに中止となった。

## ④ 不正輸出入に係る情報の提供

連合会と財務省関税局との間で締結した「密輸防止に関する覚書（MOU）」の趣旨を踏まえ、通関士部会等の各種会議の機会を利用して密輸関連情報の税関への積極的な提供を呼び掛けた。